

一般社団法人日本発達心理学会
ハラスメント防止に関するガイドライン

2019年9月8日制定

1. 目的

日本発達心理学会は、パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなどの種々のハラスメントを防止することを通して本学会に関わる人の基本的人権および尊厳を守り、各自が安心して快適に学会活動や職務に従事できるようにすることを目指して、本ガイドラインを制定する。

2. 基本方針

本学会は、学会に関わる人の人権や尊厳を守るために、ハラスメントの発生を予防すること、およびハラスメントの可能性が判断されたときには、その事態の把握と被害者の人権擁護のための対処を行うことに務める。

3. 対象

(1) 本会が対応する対象者

- ・本会の会員、事務局職員

(2) 対象となる行為・場面

- ・基本的に本会における会員および職員の学会に関わる研究あるいは業務に

おけるハラスメント

・対象となる場面（例）

① 理事・社員・委員の活動

② 本学会が主催または共催する年次大会におけるすべての活動

③ 地区懇話会、分科会における活動

④ 学会が主体となって行う調査・研究活動

⑤ 事務局職員（非常勤職やアルバイトを含む）の職務上の活動

4. 問題となる行為の内容

相手に身体的または精神的苦痛や傷害、不利益などを与え、相手の人権や尊厳を侵害するすべての言動が問題となる。

例）優越的地位を利用して、不適切な言動等により、相手に不利益を与えたり、研究や学会活動のための環境を悪化させる、性的な言動によって相手に不利益や不快感を与えるなど。

- ・面と向かってなされた行為だけでなく、電話や手紙、電子メールなどにおける言動も対象に含まれる。
- ・活動中に知り得た個人情報や噂の流布などの、被害を受ける本人に対して直接なされたものではない行為も対象に含まれる。
- ・問題とされた行為がハラスメントであるか否かを判断する際には、受け手がどのように感じたかが重要になる。
- ・問題とされる言動を加害者の指示に従って加担したりする場合も対象に含まれる。また、それらの言動がされるのを傍観した場合も対象になることがある。
- ・意図的に行った場合だけでなく、意図せずに行った言動、善意や好意のもとに行われた言動が結果的に相手を傷つけてしまった場合も対象となることがある。

5. 防止・対応策の概要

(1) 防止のための啓発活動

加害者あるいは被害者にならないための防止案の提示

(2) 事態把握のための相談活動

被害にあったと感じた時の対処法や被害の相談の方法の呈示

学会のハラスメント防止委員会への相談申請の方法の呈示

(3) 起きてしまった、または、起きていると判断された場合の対処

委員会での対処と学会としての対処についての説明

(4) ハラスメントを受けた人の、その後の学会活動・学会業務を安全に保つための方策を行う。

加害者への注意・除名等の対応